

第220回

岐阜県都市計画審議会

議事録

と き：令和4年12月12日（月）午後3時30分から

ところ：岐阜県庁 議会西棟第2会議室

【事務局】

都市政策課長の崎浦でございます。定刻となりましたので、ただいまから、第220回岐阜県都市計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず始めに、本日まで出席の皆様のご紹介につきましては、お手元の資料1「委員名簿」と資料2「委員座席図」とおりでございますので、ご紹介に代えさせていただきます。また、本日は、委員及び臨時委員計24名中、13名のご出席をいただき、定足数に達していることをご報告いたします。

本日の会議につきましては、報道関係者1名が傍聴されておりますのでご報告させていただきます。また、会議の撮影等について報道関係者から申し出がありましたので、会議冒頭部分の撮影について会長の許可をいただいておりますので、その旨、ご報告させていただきます。

それでは、着座にて失礼いたします。

本日の議事の概要について説明させていただきます。お手元の資料3「議案一覧表」をご覧ください。本日までお諮りする議案は、議第1号「大垣都市計画道路の変更について」から、議第5号「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について」までの5件でございます。

では、以降の議事進行につきましては、高木会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【高木会長】

まず、議事に入る前に、本日の審議会の議事録署名委員を指名したいと思います。が、会長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

一任いただきましたので、本日の議事録署名は、廣岡委員と尾藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。では、報道機関の撮影はここまでとさせていただきます。以降の撮影はご遠慮ください。

それでは、審議に入ります。議第1号「大垣都市計画道路の変更について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

都市政策課技術総括監大西でございます。着座にて説明させていただきます。

議第1号「大垣都市計画道路の変更について」ご説明いたします。資料は、お手元の議案書1-1から1-8ページでございます。前方のスクリーンも合わせてご覧ください。

はじめに、神戸町の主要な施設等の位置をお示しいたします。主要な道路といたしましては、黒色でお示しております東海環状自動車道、主要地方道岐阜関ヶ原線、県道赤坂神戸線、養老鉄道などがございます。主要な施設といたしましては、黒丸でお示ししている広神戸駅、神戸町役場などがございます。今回変更します路線は、大垣都市計画道路の更屋敷新屋敷線でございます。今回の変更は、「都市計画道路の見直し」によるものでございます。

都市計画道路の見直しについてご説明します。本県では、平成13年5月に「都市計画道路の見直し方針（案）」を策定し、市町とともに、都市計画道路の見直しを進めているところでございます。神戸町では、関係機関協議、パブリックコメントを経て令和元年5月に神戸町道路網見直し基本方針を策定し、見直し候補路線9路線を公表しております。この内、4路線につきましては令和3年12月の第217回岐阜県都市計画審議会などを経て、都市計画変更を行っているところでございます。今回お諮りする議案は、残り5路線のうちの1路線でございます。

更屋敷新屋敷線についてご説明します。議案書1-6及び前方のスクリーンも合わせてご覧ください。更屋敷新屋敷線は、現在、神戸町大字更屋敷字河間池を起点、神戸町大字下宮字村内を終点とする延長約2,840mを都市計画決定しています。本路線は、神戸町中心部の東西交通を処理するとともに神戸町以西にアクセスする幹線道路として計画された路線で、赤破線の区間が未整備となっています。本路線を含めた道路ネットワークの検証を行った結果、北側の主要地方道岐阜関ヶ原線、南側の県道赤坂神戸線により東西方向の交通処理が可能であることから未整備区間を廃止し、起点を西保北一色線と県道赤坂神戸線の交差点位置とする変更を行います。それに伴い、名称を西保新屋敷線に変更いたします。また、養老鉄道との交差構造を立体交差から平面交差に変更し、全区間の幅員を縮小いたします。

計画図でご説明します。変更前が青色、変更後が赤色になります。黒旗揚げした更屋敷新屋敷線の一部区間を廃止し、起点位置を西保北一色線と県道赤坂神戸線の交差点位置とします。養老鉄道との交差部は、立体交差で決定しておりましたが、決定当時から養老鉄道養老線の運行本数が4割程度まで減少していることを踏まえ、交差構造について検証しました。その結果、交差構造を平面交差としても円滑な道路交通を確保できることが確認できたため、交差構造を立体から平面交差に変更します。また、幅員についてですが、昭和49年の決定当時は人口増に伴う交通量増を見据え、両側歩道を想定した幅員16mに拡幅する計画としておりますが、この整備には多数の建物移転等が必要となっております。現在、人口は減少傾向で、本路線の歩行者等の利用が少ないことから、沿道地域への影響を踏まえ、片側歩道の計画へ見直し、計画幅員を16mから幅員9.75mに変更するものです。また、あわせて車線数を2車線に定めます。

こちらは、横断図です。上側が変更前、下側が変更後となります。幅員構成を両側歩道から片側歩道の幅員構成とするため、幅員9.75mにしております。

次に、都市計画手続きの状況でございます。これまで、都市計画案の公告・縦覧、関係町への意見聴取などを経て、本日の都市計画審議会を迎えています。なお、神戸町への意見聴取では「意見なし」との回答をいただいております。

次に、都市計画案の縦覧の状況です。令和4年10月3日から10月17日まで案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。議第1号の説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

【高木会長】

事務局から説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はございませんか。

一点確認ですが、変更した路線の改良状況は、どういう状況でしょうか。

【事務局】

赤坂神戸線は、2車線の道路幅員は整備済みで、歩道の方も概ね7割ほど整備が進んでおります。

【高木会長】

もう少しということですね。わかりました。ありがとうございます。

他にございませんか。よろしいでしょうか。

ご意見・ご質問がなければ、採決に移ります。議第1号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議ないようですので、議第1号は原案どおり承認することに決しました。

続いて、議第2号「大垣都市計画道路の変更について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

議第2号「大垣都市計画道路の変更について」ご説明いたします。資料は、お手元の議案書2-1から2-15ページでございます。前方のスクリーンも合わせてご覧ください。

はじめに、大垣市の主要な施設等の位置をお示しいたします。主要な道路といたしましては、黒色で示している東海環状自動車道、国道21号、国道258号などがございます。主要な施設といたしましては、黒丸で示している大垣駅、大垣市役

所などがございます。今回変更します大垣環状線は、青色で示しており、大垣市小野3丁目を起点とし、大垣市桜町字川西を終点とする延長約1,258.0mの幹線街路でございます。大垣市中心部における市街地に集中する交通を分散し、市街地の渋滞を解消させる役割を担う環状道路として位置付けられております。変更箇所は、赤丸で示している交差点部の変更となります。

次に、今回の変更内容についてご説明いたします。現在、大垣市において都市計画道路の見直し基本方針に基づき3・4・30号綾野上笠線の計画を廃止する都市計画の変更手続きを進めており、これに伴い大垣環状線の交差点部の形状を変更し、併せて車線数を定める変更を行うものでございます。

次に、計画図でご説明します。変更前を青色、変更後を赤色で示しております。市の綾野上笠線の都市計画変更に伴い、綾野上笠線と大垣環状線の交差点が無くなることから、黒旗揚げした交差点の区域の延長約180mの区間において、右折レーンを廃止し、幅員25mの計画から幅員を22mとする変更を行います。

こちらは横断図でございます。上側が変更前、下側が変更後となります。右折レーンの廃止により幅員が22mとなります。

次に、都市計画手続きの状況でございます。これまで地元説明会、都市計画案の公告・縦覧、関係市への意見聴取などを経て、本日の都市計画審議会を迎えております。なお、大垣市への意見聴取では「意見無し」との回答をいただいております。

最後に、都市計画案の縦覧の状況でございます。令和4年10月3日から10月17日までの2週間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

以上のことから、県としては今回の都市計画案は適切なものであると考えております。議第2号の説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願います。

【高木会長】

事務局から説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はありませんか。

これも一点確認ですが、廃止する方の都市計画道路は、市決定で、その手続きは今どういう状況でしょうか。

【事務局】

市決定の方は、市の都市計画審議会の審議で承認いただいております。県の決定手続きとあわせて告示を行う予定でございます。

【高木会長】

なるほど、そちらは少し先行している。承知しました。

他、ご質問・ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

ご意見・ご質問がなければ、採決に移ります。議第2号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議ないようですので、議第2号は原案どおり承認することに決しました。

続いて、議第3号「美濃加茂都市計画道路の変更について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

【事務局】

議第3号「美濃加茂都市計画道路の変更について」ご説明いたします。資料は、お手元の議案書3-1から3-6ページです。前方のスクリーンも合わせてご覧ください。

はじめに、美濃加茂市の主要な施設等の位置をお示しいたします。主要な道路といたしましては、黒実線で示している国道21号、国道248号、国道41号などがございます。主要な施設といたしましては、黒丸で示している美濃加茂市役所などがございます。今回変更します都市計画道路の国道21号線は、現在、深田町2丁目を起点、御門町1丁目を終点とする延長約2,700mを都市計画決定しています。都市計画道路の国道41号線は、現在、御門町2丁目を起点、森山町4丁目を終点とする延長約3,380mを都市計画決定しています。今回は、この2路線について都市計画道路の名称を変更するものでございます。

次に、今回の変更内容についてご説明いたします。国道21号は、坂祝町から美濃加茂市を通り可児市へ向かう青色実線の区間でございましたが、赤色で示している区間が国道21号として供用開始され、平成30年4月に青色実線の区間が国道から県道に移管されました。美濃加茂市は、令和3年に市内の都市計画道路の見直し方針を策定し、市において計8路線について都市計画変更手続きを進めており、これとあわせまして、道路名称の混同を防ぐため都市計画道路の名称を国道21号線から深田御門線へ変更いたします。

次に、国道41号線についてご説明いたします。国道41号は、美濃加茂市から川辺町へ向かう青色実線の区間でございましたが、赤色で示している区間が国道41号として供用開始され、平成29年4月に青色実線の区間は国道から県道へ移管されました。こちらの路線についても、道路名称の混同を防ぐため都市計画道路の名称を国道41号線から御門森山線へ変更いたします。

次に、都市計画手続きの状況です。今回、都市計画案の縦覧につきましては名称

の変更のみの軽易な変更にあたりますので、都市計画法第21条第2項の規定によりまして、縦覧の手続きは不要となっております。そのため、縦覧手続きを省略しておりますが、これまで地元説明会、関係市への意見聴取などを経て、本日の都市計画審議会を迎えております。なお、美濃加茂市への意見聴取では、「意見無し」との回答をいただいております。

以上のことから、県としては今回の都市計画変更案は適切なものであると考えております。議第3号の説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

【高木会長】

事務局の説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はございませんか。

これも一点質問ですが、既に国道21号、41号はバイパス整備されていますが、バイパスの方は、都市計画道路になっている、それともなっていない、どちらでしたか。

【事務局】

両路線とも都市計画道路になっています。

【高木会長】

その手続きは、変更ではなく、新しく都市計画道路としたという手続きになっていますか。

【事務局】

そういうことでございます。

【高木会長】

都市計画道路が無くなるわけではなく、名称変更だけで、軽微ということで、縦覧もなしという手続きになっているということですね。わかりました。

他、ご意見・ご質問ございませんか。

ご意見・ご質問がなければ、採決に移ります。議第3号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議がないようですので、議第3号は原案どおり承認することに決しました。続いて、議第4号「岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津都市計画、可児都市計画及び御嵩都市計画下水道の変更について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

議第4号についてご説明いたします。資料は、お手元の議案書4-1から4-7ページでございます。前方のスクリーンも合わせてご覧ください。

はじめに、各務原市の主要な施設等の位置をお示しいたします。主要な道路といたしましては、黒実線で示している国道21号、江南関線などがございます。主要な施設としましては、黒丸で示している岐阜かかみがはら航空宇宙博物館、各務原市役所などがございます。今回の都市計画変更は、赤実線で示している木曾川右岸流域下水道施設の岐阜県各務原浄化センターとなります。

次に、各務原浄化センターの状況についてご説明いたします。各務原浄化センターは、昭和49年8月に都市計画決定し、平成3年4月に供用開始しました。各務原浄化センターは、周辺環境に配慮して施設を配置しており、水処理施設などの下水道施設は住宅地や工場等から離れた位置に整備しております。また、周辺住民に広く親しんでいただくため、各務原浄化センター全体を浄水公園として整備しており、公園施設として野球場や芝生広場等を整備しております。この他、近隣には、各務原市によりスポーツ施設としてパターゴルフ場などが整備されております。

今回の変更は、黄色の区域について各務原浄化センターの都市計画区域から減じる変更を行うものでございます。現在、黄色の区域は周辺の住宅地等と下水道施設との間の緩衝帯となっておりますが、緑色の区域について、各務原市がレクリエーション等を目的とした木曾川河川敷公園の整備を予定しており、市において都市計画公園として決定する手続きを進めております。当公園により、各務原浄化センターの下水道施設との緩衝帯としての機能は引き続き確保されるため、黄色の区域について下水道の都市計画区域から減じる変更を行います。

計画図でご説明いたします。西側の黄色実線の区域を縮小し、赤色実線の区域に変更します。面積は約37haから約34haとなります。

次に、都市計画手続きの状況です。これまで地元説明会、都市計画案の公告・縦覧、関係市町への意見聴取などを経て、本日の都市計画審議会を迎えております。なお、関係市町への意見聴取では、各務原市などから「意見無し」との回答をいただいております。

最後に、都市計画案の縦覧の状況です。令和4年10月3日から10月17日までの2週間、案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

以上のことから、県としては今回の都市計画変更案は適切なものであると考えております。議第4号の説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいた

します。

【高木会長】

事務局から説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。ご意見・ご質問がなければ、採決に移ります。議第4号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議がないようですので、議第4号は原案どおり承認することに決しました。続いて、議第5号「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

建築指導課 建築構造審査監の堀井でございます。着座にて説明させていただきます。

議第5号「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について」順に説明いたします。お手元の資料では、5-1から5-9までとなります。前方のスクリーンをあわせてご覧ください。

今回お諮りしますのは、「可児都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。はじめに、建築基準法第51条について簡単に説明いたします。建築基準法では、火葬場やごみ焼却場など、無くてはならない施設であっても、周辺の環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるものについては、原則、「都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、建築してはならない。」と定めています。ただし、「特定行政庁が、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。」とされており、今回ご審議いただくのはこの部分でございます。なお、今回の場合、特定行政庁は、岐阜県知事になります。次に、許可対象施設としては、建築基準法施行令第130条の2の2に規定されており、廃棄物処理法に定められる「ごみ処理施設」、いわゆる、一般廃棄物処理施設と、産業廃棄物処理施設が、これに当たります。今回は、産業廃棄物処理施設の計画について、建築基準法第51条に基づく許可申請があったため、本審議会にお諮りすることとなったものです。

敷地の位置が、都市計画上支障がないかを判断する主な観点は、用途地域、周辺の土地利用状況等の「土地利用に関すること」、交通上の安全性や排水先の有無等の「道路等に関すること」、騒音や振動等「周辺の生活環境への影響に関すること」、

「その他」として地元市町村長の意見や、周辺住民等への周知状況などを考慮し、「都市計画上支障が無いかどうか」を判断しております。これらを踏まえたうえで、今回の許可申請の概要を説明します。

申請者は、大王製紙株式会社可児工場工場長田坂浩明。用途は、製紙工場及び産業廃棄物処理施設。敷地は、可児市土田字井ノ鼻500番外58筆。用途地域は、工業専用地域です。敷地面積は、約22万㎡です。産業廃棄物処理施設の内容としては、廃酸・廃アルカリの中和施設、処理能力は1日あたり4,316.40立方メートルと、汚泥の脱水施設、処理能力は1日あたり10,733.76立方メートルです。

現状では、トイレットペーパー等の紙の製造工程で生じる工場排水に酸性又はアルカリ性の薬品を添加して中和処理を行い、その後残った汚泥の脱水を行っています。今回の計画は、排水の中和処理に用いている薬品について、他の事業活動により生じた廃酸・廃アルカリも利用できるようにするものです。現在行われている排水処理の工程や能力の変更は全くありませんが、廃棄物に位置づけられる酸・アルカリを中和する施設にも該当することになるため、また、一連の排水処理施設として汚泥の脱水も廃棄物処理施設に該当することとなるため、今回、建築許可が必要となったものです。

今回の申請における廃酸・廃アルカリの中和施設は、1日当たりの最大処理能力が50立方メートルを超えるため、また、汚泥の脱水施設については、1日当たりの最大処理能力が10立方メートルを超えるため、共に、廃棄物処理法施行令に定める「産業廃棄物処理施設」に該当し、これに伴い、建築基準法第51条の制限対象施設となります。

計画建築物の概要です。建築物は合計129棟ありますが、そのうち、廃棄物処理施設に該当する建築物は、中和施設11棟、脱水施設2棟の計13棟です。今回の申請に当たり、新たな建築行為はございません。該当施設の合計建築面積は、約990㎡、延べ面積は、約1,700㎡です。工場全体でも、建蔽率及び容積率とも余裕のある状況です。

廃酸・廃アルカリの運搬車両につきましては、1日当たり計4台が見込まれます。これは、現在搬入している薬品の最大運搬車両台数であり、仮に薬品が全て廃棄物に置き換わったとしても、運搬車両の増加はございません。これらを含め、工場全体として敷地内へ出入りする搬入・搬出運搬車両の合計は、1日当たり計700台です。処理品目の「廃酸」ですが、具体的には、電子部品等製造会社や、化学製品等製造会社から排出される、製品の製造工程で副産物として発生するものです。また「廃アルカリ」については、申請者の別事業所で排出されるもので、いずれも申請者が事前に排水処理に支障がないものであるか確認を行ったうえで、受け入れる計画です。なお、今回対象処理施設における搬出品はないため、搬出車両はありません。施設の稼働時間は、24時間です。

具体的な位置等について説明いたします。位置図です。申請地は、可児市の西部、名鉄広見線に接し、可児川駅の近くに位置しております。

都市計画総括図です。申請地は、工業専用地域で、赤色の線で囲まれた部分が申請地です。

付近見取図です。申請地は赤色で表示された箇所です。運搬車両は、申請地の北側の北門から入り、南側の南門から出ることとしています。

敷地全景の上空写真です。敷地西側上空から敷地を望んだもので、赤色の線で囲まれた部分が申請地、中央部の黒色の線で囲まれた部分が脱水施設のエリア、黄色の部分が中和施設のエリアです。

工場の全体配置図です。中央部の紺色の部分が脱水施設のエリア、黄色の部分が中和施設のエリアです。

処理対象施設部の配置図です。緑色の表示部分が処理施設に該当する建築物で、計13棟あります。

処理工程をおおまかに示したものです。左側は、工場製品の製造工程を示したのですが、パルプ等の製造工程で生じる排水は、中和施設にて処理し、その際に生じる汚泥を脱水します。今回の計画は、この中和処理において、廃棄物と位置付けられる酸及びアルカリを用いるもので、これにより赤色の線で囲まれた部分が「廃棄物処理施設」となります。排水処理に伴って、廃棄物の処理も行うこととなるため、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可が必要になるものです。地元説明等に関しましては、県環境部局による「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」に基づき対応しており、意見は無かったため、令和4年5月23日付けで、同条例手続きを完了しています。なお、この条例手続きにて、県環境部局による本計画の生活環境影響調査書の審査を行っており、支障がないとの判断から、廃棄物処理法に基づく許可申請手続きが進められている状況です。また、従前より、事業者と可児市との間で公害防止協定書が締結されております。

最後に、本計画に対する、可児市からの意見をご紹介します。

申請地は非線引き都市計画区域における工業専用地域に指定され周辺には工場等が集積しています。申請地の北西には既存住宅地が立地しますが鉄道線路敷きで分断されており、学校、幼稚園、病院及び福祉施設などは一定の距離を保っています。搬入・搬出経路は、国道41号から歩道を有する県道及び市道などの幹線道路を通る計画であり、通学路に対しても配慮されており交通上影響ないと考えられます。既存工場排水処理施設等を産業廃棄物処理施設（中和処理施設及び脱水施設）に転用する計画については、従前から行っている工場排水処理の工程や処理量に変更がなく、申請書に添付されている生活環境影響調査結果書からも周辺の生活環境への影響は少ないものと考えます。以上のことから、大王製紙株式会社が申請されている計画に関して、関係法令及び公害防止協定を遵守して事業を行うものについ

て都市計画上支障ないものと考えます。

以上が、可児市からの意見です。

県としては、本計画につきまして、「都市計画上支障がないと認めて許可をすることが適当」と考え、諮問させていただく次第です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【高木会長】

事務局の説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はございませんか。

今まで、中和剤を廃棄物ではなくて、製品を購入していたが、購入していたものを廃棄物に替えるので、廃棄物処理施設になるということですね。

【事務局】

廃棄物も同じような性質で使えるということで、今まで薬品として買っていたものを廃棄物の受け入れをするということで廃棄物処理施設になるということです。

【高木会長】

廃棄物を受け入れるというのは、今まで購入費用がかかっていたが、それが無くなるということですか。

【事務局】

はい、逆にお金をいただける形になるということです。

【高木会長】

ここで廃棄物の処理をするということですね。

【事務局】

そうです。中和処理施設を利用して廃棄物を処理してしまうということです。

【高木会長】

そういうことですね。その中和施設は、今までの処理施設として全く変わらないもので対応はできるので、中身としては全く変わらないけれども入ってくるものが新品のものから廃棄物が入ってくるという形ですね。

【事務局】

そうです。

【高木会長】

わかりました。結局、今は循環型社会が非常に注目されているし、別にサーキュラーエコノミーとか言われていますが、そういうのが進んでいく中で、こういう案件が沢山でてくる気がします。もちろん廃棄物処理関係の法律がありますので、法に基づかなければならないと思いますが、印象としては、もう少し企業に対して、行政手続きをできるだけ簡易にするとか、そういう形にしないと、なかなか循環型社会というものが民間企業に広がっていかないと思いますね。そういう部分のところは、国の法体系なのかもしれませんが、そういう部分は少し考えていく必要がありますね。

【事務局】

今回、事業者は、コストカット的な意味はあまりないと言っていました。やはりSDGsの考えもありまして、国内の他の工場でも、2年ほど前に同じように許可を取られまして、その実績も踏まえて、今回可児でもそのような体制を整えると聞いています。

【高木会長】

意見としてですが、これは大企業だけではなくて、中小企業でもできるだけこのように循環型の形にしていくというのは非常に重要だと思います。その辺りできるだけ行政というか法体系としてもそれが簡易に進めていけるように、法体系が古いままだという風に思われるので循環型社会に合わせたような、そういう構造体系に変わってほしいですね。

【高木会長】

他にご意見・ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

ご意見・ご質問がなければ、採決に移ります。議第5号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議がないようですので、議第5号は原案どおり承認することに決しました。議案の審議が終了しましたので、続いて、知事に対する答申についてお諮りします。事務局から答申案の配布をお願いします。

ただいまお配りしました案は、本日ご審議いただいた結果に基づき、議第1号から議第4号までについて、原案を適当と認め、議第5号については、都市計画上支

障がないと認めるものです。知事に対する答申について、案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議がないようですので、知事に対する答申については案のとおり決定します。それでは、これをもちまして、本日の議事はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。以後は、事務局をお願いいたします。

【事務局】

高木会長をはじめ、委員の皆様、本日はご審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして、第220回岐阜県都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

(おわり)

議事録署名者

会 長

委 員

委 員